

美浜町第 7 期障害福祉計画
第 3 期障害児福祉計画

令和 6 年 3 月
美浜町

目次

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の性格	5
3 計画の期間	6
4 計画策定におけるポイント	7
5 計画の策定体制	9
第2章 美浜町の現状	10
1 障害者等の現状	10
2 障害者福祉に関するアンケート調査結果	14
3 団体・事業所へのヒアリングシート調査結果	20
第3章 計画の基本的な考え方	22
1 基本理念	22
2 計画の基本的視点	23
3 サービス提供に向けた基本方針	25
4 計画の重点項目	27
第4章 計画の数値目標と確保方策	30
1 第6期計画における成果目標の進捗状況	30
2 令和8年度の成果目標	34
3 障害福祉サービスの見込量	41
4 地域生活支援事業の見込量	48
5 障害児支援サービスの見込量	59
6 町の事業によるサービスの見込量	62
第5章 計画の推進体制	64
1 計画の推進	64
2 計画の進捗管理	64
資料編	65
1 美浜町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定経緯	65
2 美浜町障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会設置要綱	66
3 美浜町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会委員名簿	67
4 用語解説	68

持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けて

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の第70回国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際目標で、2016年から2030年までの間に達成すべき17の目標（ゴール）と、関連する169のターゲットで構成されています。

「誰一人取り残さない」を基本理念とするとともに、持続可能な開発を目指す上で重要とされる社会・経済・環境の各側面からの総合的な取組に重点が置かれており、美浜町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（以下、「本計画」という）でも、持続可能な開発目標の実現に向けた施策を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p> <p>2030年に向けて 世界が合意した 「持続可能な開発目標」です</p>

このうち、本計画に関する目標

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>
------------------------------	-----------------------------	----------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	------------------------------------

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

- 美浜町では、平成18年度に「美浜町第1期障害福祉計画」を策定し、以来3年ごと6期に渡る計画を通じて、障害のある人に対する障害福祉サービスの円滑な提供に努めてきました。
- この間、国においては様々な障害者制度改革が進められ、障害福祉サービス等の整備については、平成25年4月に障害者自立支援法を改正した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会」の実現に向けて、障害福祉サービスや地域生活支援事業に係る施策が推進されることとなりました。
- 平成28年5月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（「障害者総合支援法」「児童福祉法」の一部改正）が成立し、障害のある人の望む地域生活の支援や、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等を推進する方針が示されました。また、平成30（2018）年度からは、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、障害福祉計画に加え、障害児福祉計画を策定することが新たに義務付けられました。
- 直近では、平成30年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行、令和元年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行、令和2年4月「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正法施行など、障害福祉の充実に向けた制度の創設、見直しが行われています。
- このような状況や第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実施状況及び障害児を含むニーズ等も踏まえ、本計画を策定するものです。

■障害者関連法整備の主な動き（「障害者自立支援法」施行以降）

年	主な動き
平成 18 年	「障害者自立支援法」の施行（4月） 国連総会で「障害者権利条約」を採択（12月）
平成 19 年	日本が「障害者権利条約」に署名（9月）
平成 21 年	「障害者雇用促進法」の改正・施行（4月）
平成 23 年	「障害者基本法」の改正・施行（8月）
平成 24 年	「障害者虐待防止法」の施行（10月）
平成 25 年	「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部施行（4月） 国において「障害者基本計画（第3次）」の策定（9月）
平成 26 年	「障害者総合支援法」の改正・施行（4月） 日本が「障害者権利条約」を批准（1月）
平成 27 年	「障害者総合支援法対象疾病検討会」による対象疾病拡大
平成 28 年	「障害者差別解消法」及び「児童福祉法」の施行（4月） 「改正障害者雇用促進法」の施行（4月） 「成年後見制度利用促進法」の施行（5月） 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（8月）
平成 30 年	「改正障害者総合支援法」及び「改正児童福祉法」施行（4月） 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行（6月） 国において「障害者基本計画（第4次）」の策定
令和元年	「視覚障害者等の読書環境整備の推進に関する法律」施行（6月）
令和2年	「改正障害者雇用促進法」の施行（4月） 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」施行（12月）
令和3年	「改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行（4月）
令和5年	国において「障害者基本計画（第5次）」の策定 「改正障害者雇用促進法」の施行（4月）

障害者自立支援法

障害者総合支援法

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める市町村障害福祉計画と、児童福祉法第33条の20第1項に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。本計画は、美浜町における障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービスの見込み量ならびに、見込み量確保のための方策を定めます。

美浜町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画		
名称	第7期 障害福祉計画	第3期 障害児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20第1項
計画期間	令和6年度～令和8年度	
策定内容	障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量、見込み量確保のための方策を定める	児童福祉法に基づくサービスの見込み量、見込み量確保のための方策を定める

(2) 障害児福祉計画について

平成28年5月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県及び市町村は、国の基本指針に即して、これまでの「障害福祉計画」に加え、「障害児福祉計画」を定めるものとされました。

基本指針に記された障害児に係る主な事項は、下記のとおりとなっています。本町では、かねてから、児童福祉法に基づくサービスとして、児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援、障害児相談支援の見込み量と、見込み量確保のための方策を掲載しており、本障害児福祉計画においても、基本指針を踏まえながら、これらのサービスの見込み量と確保のための方策等について記載します。

○基本指針における障害児福祉計画に関する事項○

■ 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容の推進、特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

■ 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

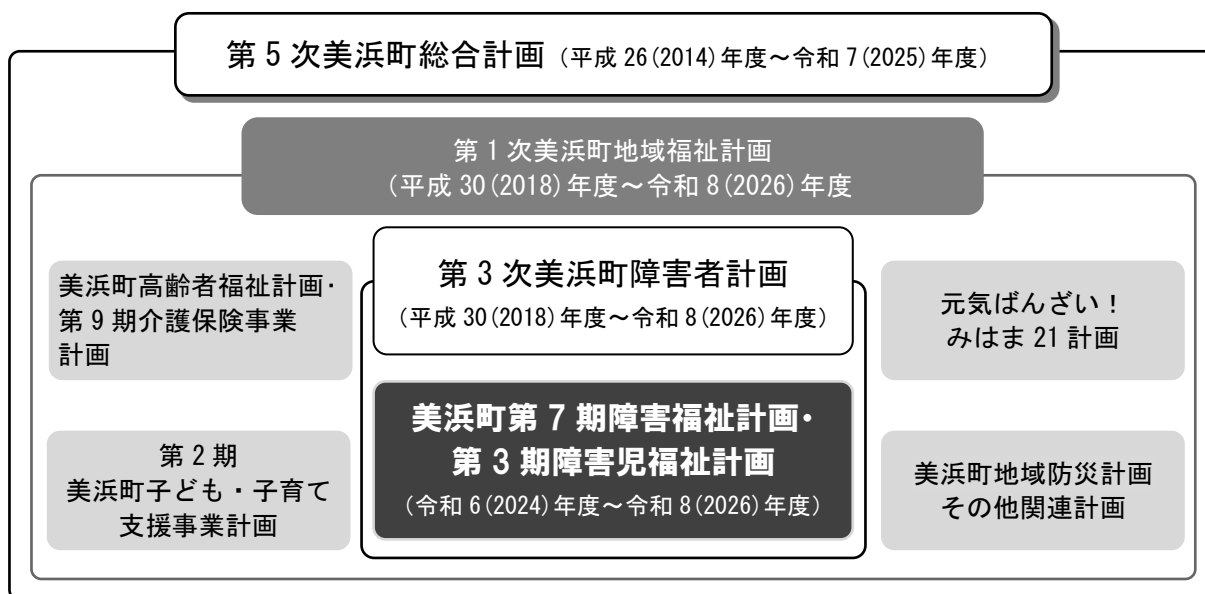
■ 計画の作成に関する事項

■ その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

(3) 他計画との関連

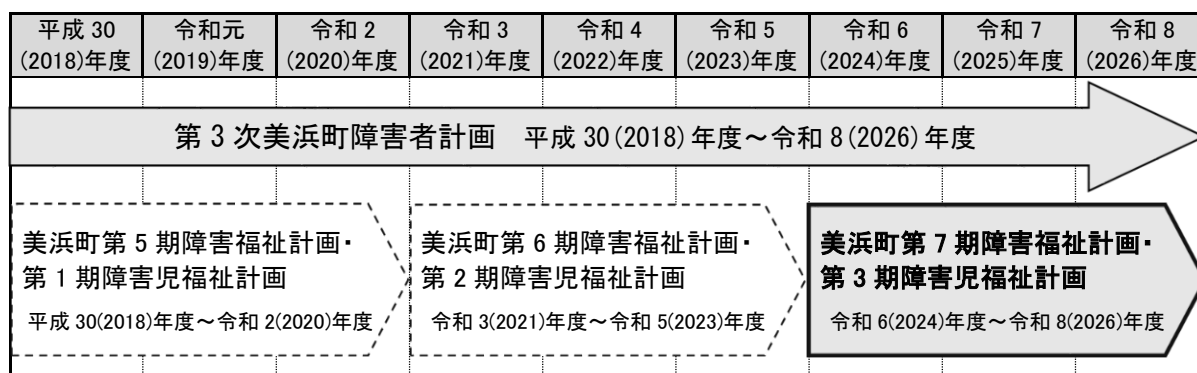
本計画は、町の最上位計画である「第5次美浜町総合計画」の部門別計画とし、「第1次美浜町地域福祉計画」をはじめ、「美浜町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」「元気ばんざい！みはま21計画」「第2期美浜町子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図ります。

なお、別に策定している「第3次美浜町障害者計画」は、本町における障害者施策全般に関する基本的な計画であり、本計画と一体となって、本町の障害者福祉施策を推進するものです。



3 計画の期間

本計画は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画期間とします。



4 計画策定におけるポイント

国が令和5年5月に示した障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しにおいては、そのポイントとして以下があげられています。

ポイント① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

ポイント② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

ポイント③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

ポイント④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

ポイント⑤ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

ポイント⑥ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

ポイント⑦ 障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者（精神科病院における入院患者）に対する虐待の防止に係る記載の新設

ポイント⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

ポイント⑨ 障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

ポイント⑩ 障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

ポイント⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

ポイント⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

ポイント⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

ポイント⑭ その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

5 計画の策定体制

(1) 策定委員会の開催

本計画が障害のある人や関係者等の意見を反映した計画となるよう、保健医療従事者、障害福祉団体・事業者等の代表から構成される「美浜町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会」を設置し、策定内容に関して検討を重ねます。

(2) 障害者福祉に関するアンケート調査の実施

令和5年8月29日から9月19日にかけて、障害のある人の現状や障害福祉サービスのニーズ等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、美浜町に在住の障害のある人を対象に障害者福祉に関するアンケート調査を実施しました。

(3) 団体・事業所ヒアリング調査の実施

令和5年9月から10月にかけて、障害のある人を取り巻く現状や障害福祉サービスの利用状況等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、美浜町及び周辺市町にある4団体・7事業所を対象に障害者福祉に関する書面及び聞き取りによる調査を実施しました。

(4) 知多南部地域自立支援協議会美浜町部会の提言

本町における障害福祉の現状や課題等を整理し、計画策定に対する提言を知多南部地域自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という）美浜町部会からいただきました。提言については策定委員会へ報告し、計画策定の検討資料としました。

(5) パブリックコメントの実施

本計画の策定内容に関して住民から広く意見を募集することを目的として、パブリックコメントを実施します。

第2章 美浜町の現状

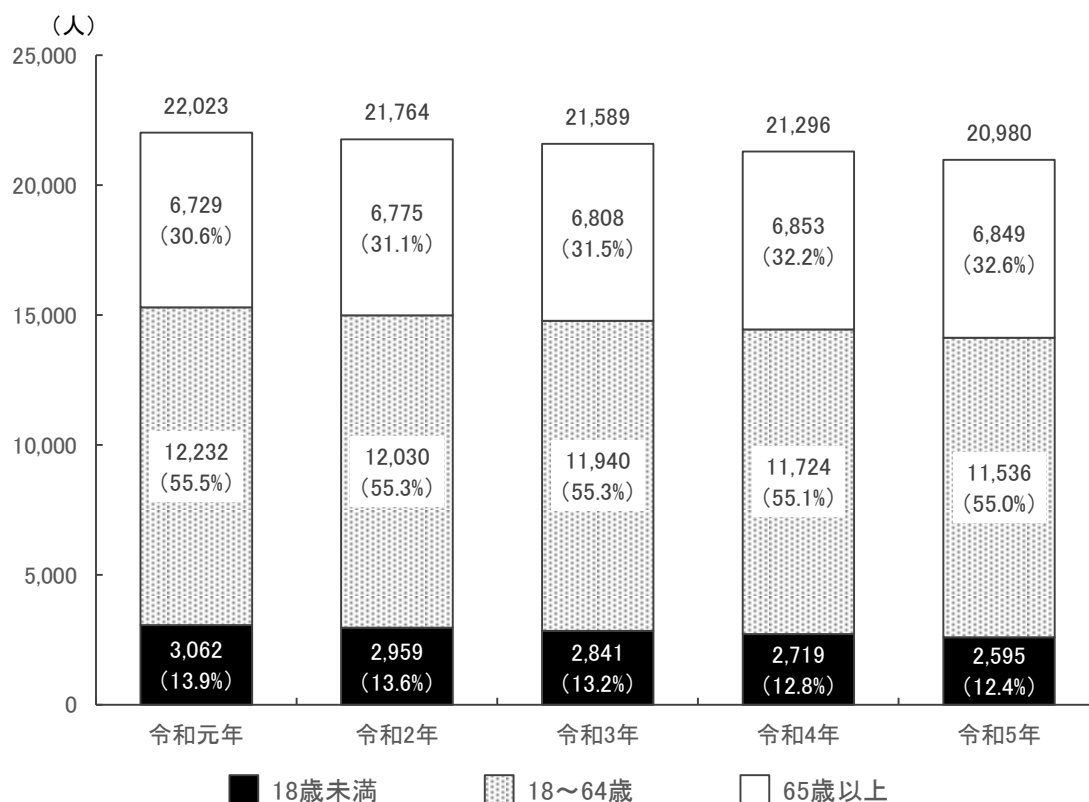
1 障害者等の現状

(1) 人口の推移

美浜町の人口は減少傾向にあり、令和5年3月31日現在、20,980人となっており、令和元年と比較すると、1,043人減少しています。

また、18歳未満の人口、18歳以上65歳未満の人口が減少している一方、65歳以上の人口が増加しており、少子高齢化が進んでいます。

■人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 身体障害者（児）の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和5年3月31日現在、809人となっています。

年齢別にみると、65歳以上が646人と全体の8割となっています。等級別では、1・2級の重度が344人、3・4級の中度が384人、5級・6級の軽度が81人となっています。

■年齢別、等級別身体障害者手帳所持者数

(人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	1	1	3	3	0	1	9
18歳以上 65歳未満	49	31	34	22	11	7	154
65歳以上	185	77	161	161	40	22	646
合計	235	109	198	186	51	30	809

資料：福祉課（令和5年3月31日現在）

障害種別にみると、肢体不自由が417人と最も多く、次いで内部障害が279人となっています。年齢別では、いずれの障害種別も65歳以上が最も多くなっています。

■年齢別、障害種別身体障害者手帳所持者数

(人)

区分	視覚障害	聴覚・ 平衡障害	音声・言語・ そしゃく障害	肢体不自由	内部障害	合計
18歳未満	1	1	0	6	1	9
18歳以上 65歳未満	12	10	2	87	43	154
65歳以上	43	33	11	324	235	646
合計	56	44	13	417	279	809

資料：福祉課（令和5年3月31日現在）

等級別にみると、視覚障害、聴覚・平衡障害、内部障害において、それぞれ1・2級の重度者の人数が多くなっています。音声・言語・そしゃく障害、肢体不自由においては、3・4級の中度の人数が多くなっています。

■等級別、障害種別身体障害者手帳所持者数

(人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	24	14	7	4	7	0	56
聴覚・平衡障害	4	15	6	8	0	11	44
音声・言語・ そしゃく障害	0	0	9	4	0	0	13
肢体不自由	72	73	112	97	44	19	417
内部障害	135	7	64	73	0	0	279
合計	235	109	198	186	51	30	809

資料：福祉課（令和5年3月31日現在）

(3) 知的障害者（児）の状況

療育手帳所持者数は、令和5年3月31日現在、183人となっています。

年齢別にみると、18歳以上65歳未満が122人で3分の1、18歳未満が45人で約3割となっています。等級別では、18歳以上65歳未満及び65歳以上においてA判定の障害者（児）が多く、18歳未満ではC判定の障害者（児）が多くなっています。

■年齢別、等級別療育手帳所持者数

(人)

区分	A判定	B判定	C判定	合計
18歳未満	8	15	22	45
18歳以上 65歳未満	49	28	45	122
65歳以上	12	3	1	16
合計	69	46	68	183

資料：福祉課（令和5年3月31日現在）

(4) 精神障害者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年3月31日現在、355人となっています。

年齢別にみると、18歳以上65歳未満が214人と全体の約6割となっています。18歳未満、18歳以上65歳以上の年齢層においては、2級の障害者（児）が多く、65歳以上の年齢層においては、1級の障害者が多くなっています。

また、精神通院として自立支援医療を受給している人は、精神障害者保健福祉手帳所持者も含めて642人で、総人口の約3%となっています。

■年齢別、等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

(人)

区分	1級	2級	3級	合計
18歳未満	0	10	3	13
18歳以上 65歳未満	23	148	43	214
65歳以上	62	55	11	128
合計	85	213	57	355

資料：福祉課（令和5年3月31日現在）

■自立支援医療受給者数(精神通院)

・642人（精神障害者保健福祉手帳所持者も含む）

資料：福祉課（令和5年3月31日現在）

(5) 特別支援学校に在籍する児童・生徒の状況

令和5年5月1日現在、特別支援学校に在籍する児童数は4人、生徒数は4人となっています。

■特別支援学校に在籍する児童・生徒数

(人)

	令和3年	令和4年	令和5年
小学部	6	6	4
中学部	7	5	4

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

(6) 難病のある人の状況

令和5年3月31日現在、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」に基づき、県の特定医療費助成制度を受けている本町の難病のある人は143人で、総人口の約0.7%となっています。

なお、平成25年度から、130の疾病の難病患者（特定医療費助成制度対象外の疾病を含む。）が障害福祉サービス等の受給対象者となりましたが、対象疾病が拡大され、令和3年11月1日には、対象疾病が366となっています。

■特定医療費助成制度の対象者数

(人)

	令和3年	令和4年	令和5年
対象者数	140	134	143

資料：愛知県半田保健所（各年3月31日現在）

2 障害者福祉に関するアンケート調査結果

(1) 障害者福祉に関するアンケート調査の概要

本調査は、本計画策定のための基礎資料とするとともに、障害のある人の現状や障害福祉サービスのニーズなどを把握することを目的として実施しました。

調査対象は、身体・知的・精神の障害者手帳を持つ人のほか、自立支援医療（精神通院医療）受給者、発達障害児等、手帳を持っていない人も対象に実施しました。

■調査概要

調査地域	美浜町全域			
調査対象	町内に在住の 身体障害者手帳 所持者	町内に在住の 療育手帳所持者	町内に在住の 精神障害者保健 福祉手帳所持者	町内に在住の 自立支援医療 受給者 他
対象者数	772 人	152 人	310 人	216 人
抽出方法	全数調査			
調査期間	令和 5 年 8 月～9 月			
調査方法	郵送による配布・回収			

※調査対象には、重複障害のある人がいるため、実際の人数と異なる場合があります。

■回収結果

実施者数 (A)	回収者数 (B)	有効回収者数 (C)	有効回収率 (C/A)
1,450 人	714 人	713 人	49.2%
調査対象別回収結果			
身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉 手帳所持者	自立支援医療受給者証 所持者
429 人	77 人	134 人	183 人

※調査対象別回収結果には、重複障害のある人の回答をそれぞれの手帳所持者等にカウントしているため、回収数全体を上回ります。

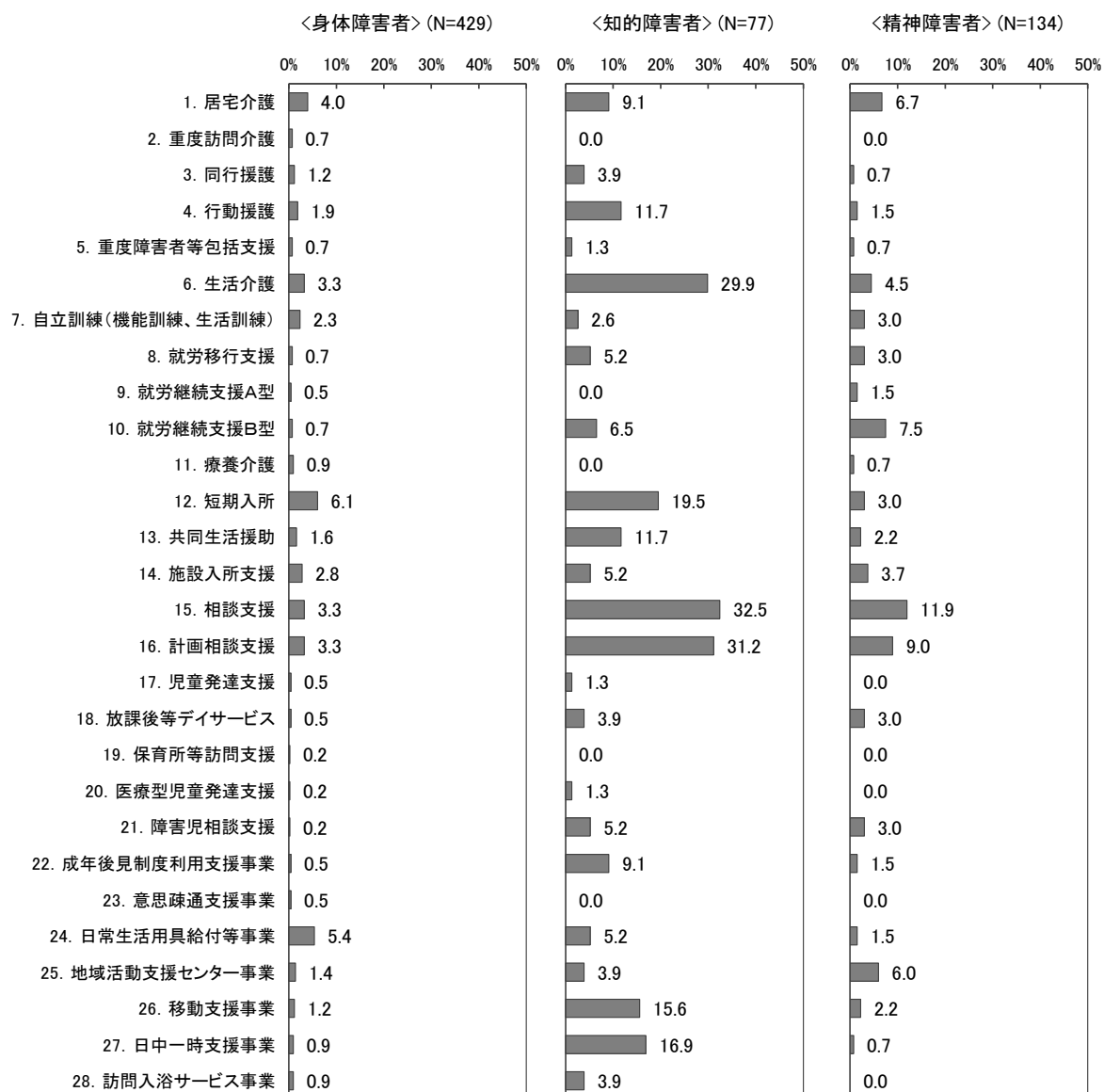
(2) 障害者福祉に関するアンケート調査の結果

① 障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービスの利用状況については、身体障害者はいずれのサービスも1割に満たない利用率となっていますが、介護保険が優先される高齢者が対象者に多く含まれているためと考えられます。

知的障害者では、「相談支援」の利用が最も高く、次いで「計画相談支援」、「生活介護」、「日中一時支援事業」、「移動支援事業」の順となっています。

精神障害者では、「相談支援」の利用が最も高く、次いで「計画相談支援」、「就労継続支援B型」、「居宅介護（ホームヘルプ）」の順となっています。



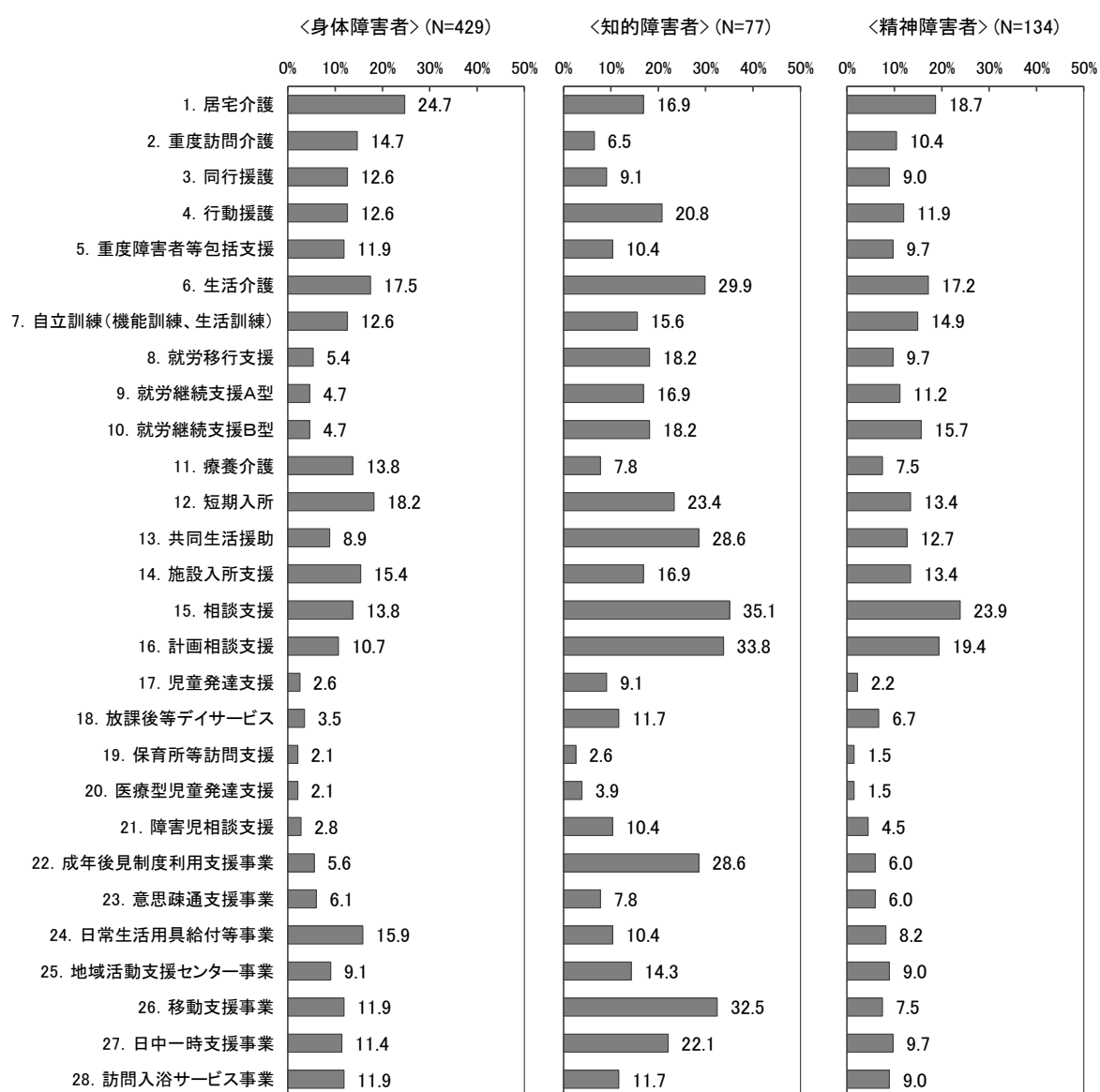
② 障害福祉サービスの利用意向

今後の障害福祉サービスの利用意向については、身体障害者では「居宅介護」が最も高く、次いで「短期入所」、「生活介護」、「日常生活用具給付等事業」の順となっています。

知的障害者では、「相談支援」の利用意向が最も高く、次いで「計画相談支援」、「移動支援事業」、「生活介護」の順となっています。

精神障害者では、「相談支援」の利用意向が最も高く、次いで「計画相談支援」、「居宅介護」、「生活介護」の順となっています。

知的・精神障害者において、特に相談支援関連サービスの利用意向が高くなっています。また知的障害者は、居住の場となるグループホームや、成年後見制度利用支援事業が他の障害と比較して高い利用意向がみられます。



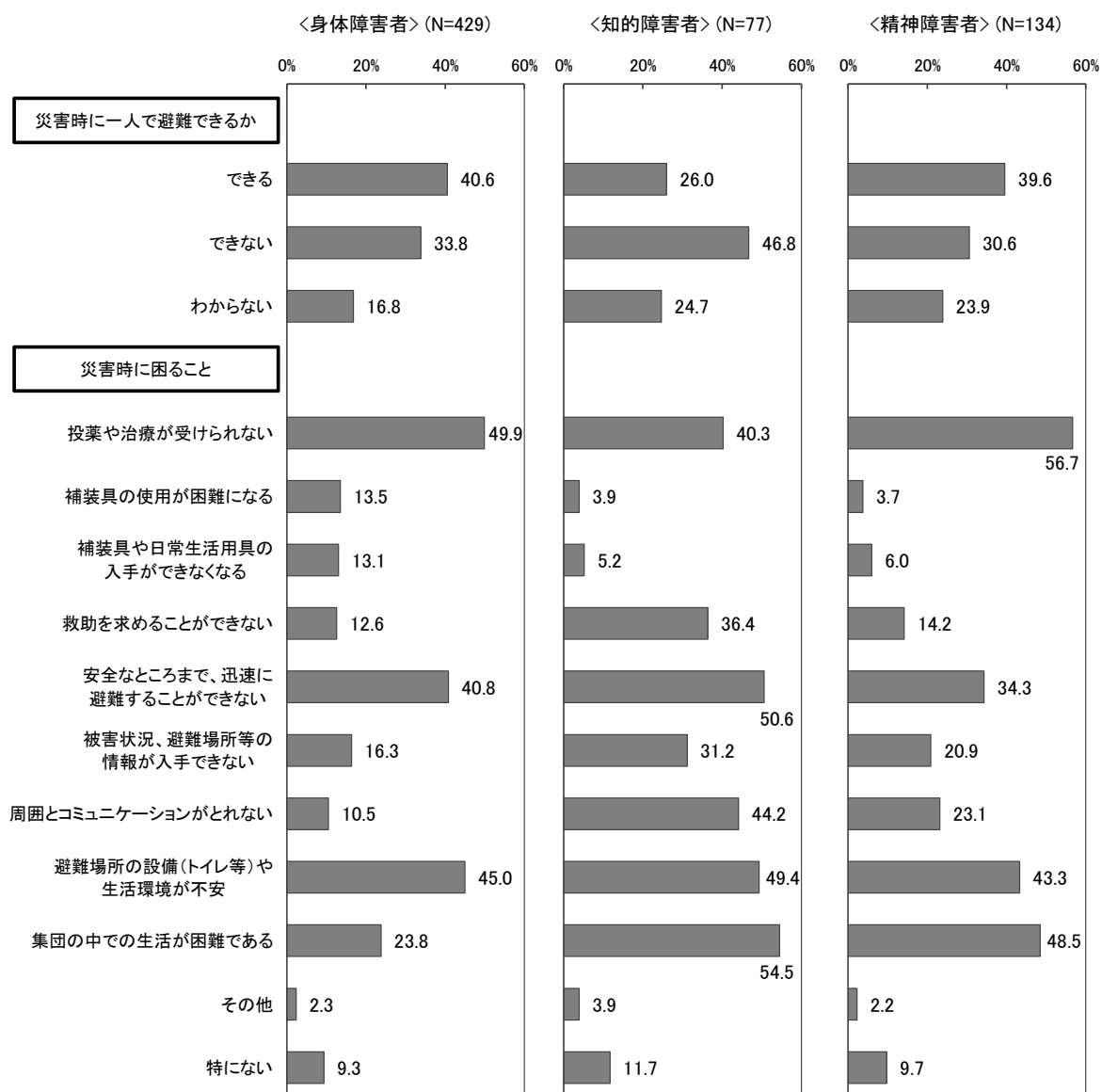
③ 災害時の対応、困ること

災害の発生時に一人で避難できるかについては、身体障害者、精神障害者では「できる」が最も高く、知的障害者では「できない」が高くなっています。

災害時に困ることについては、身体障害者では、「投薬や治療が受けられない」が最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の順となっています。

知的障害者では、「集団の中での生活が困難である」が最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の順となっています。

精神障害者では、「投薬や治療が受けられない」が最も高く、次いで「集団の中での生活が困難である」、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の順となっています。

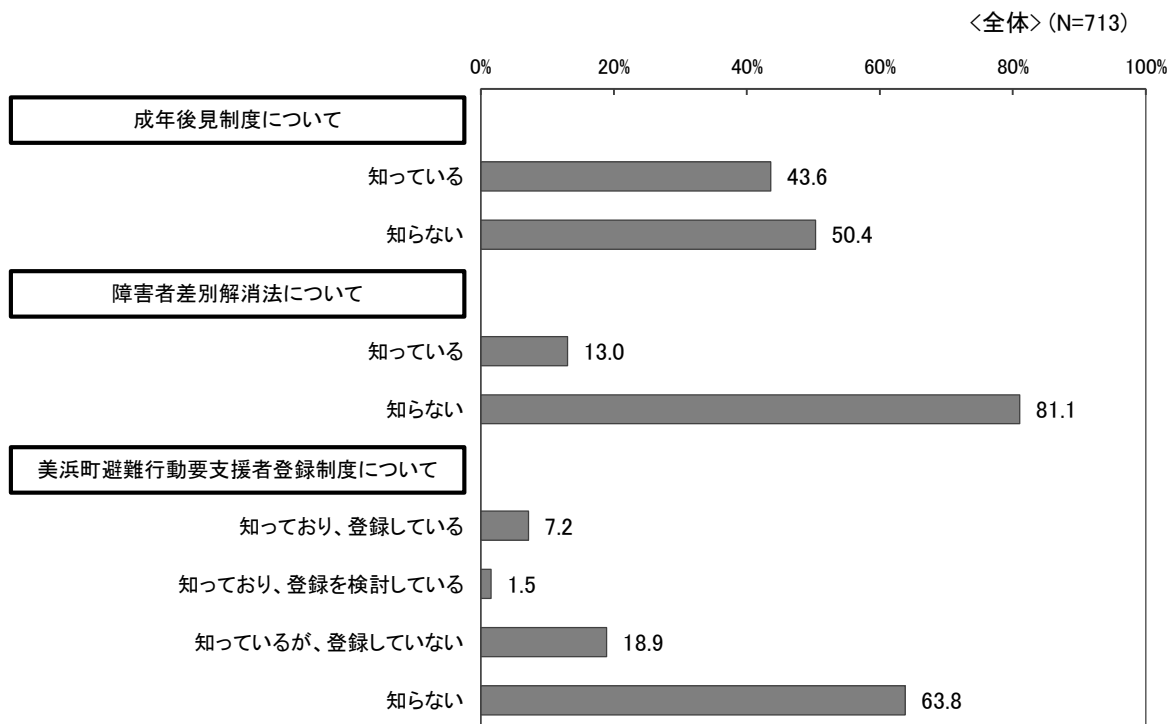


④ 障害者関連法や制度の認知度

成年後見制度については、「知らない」がやや高くなっています。

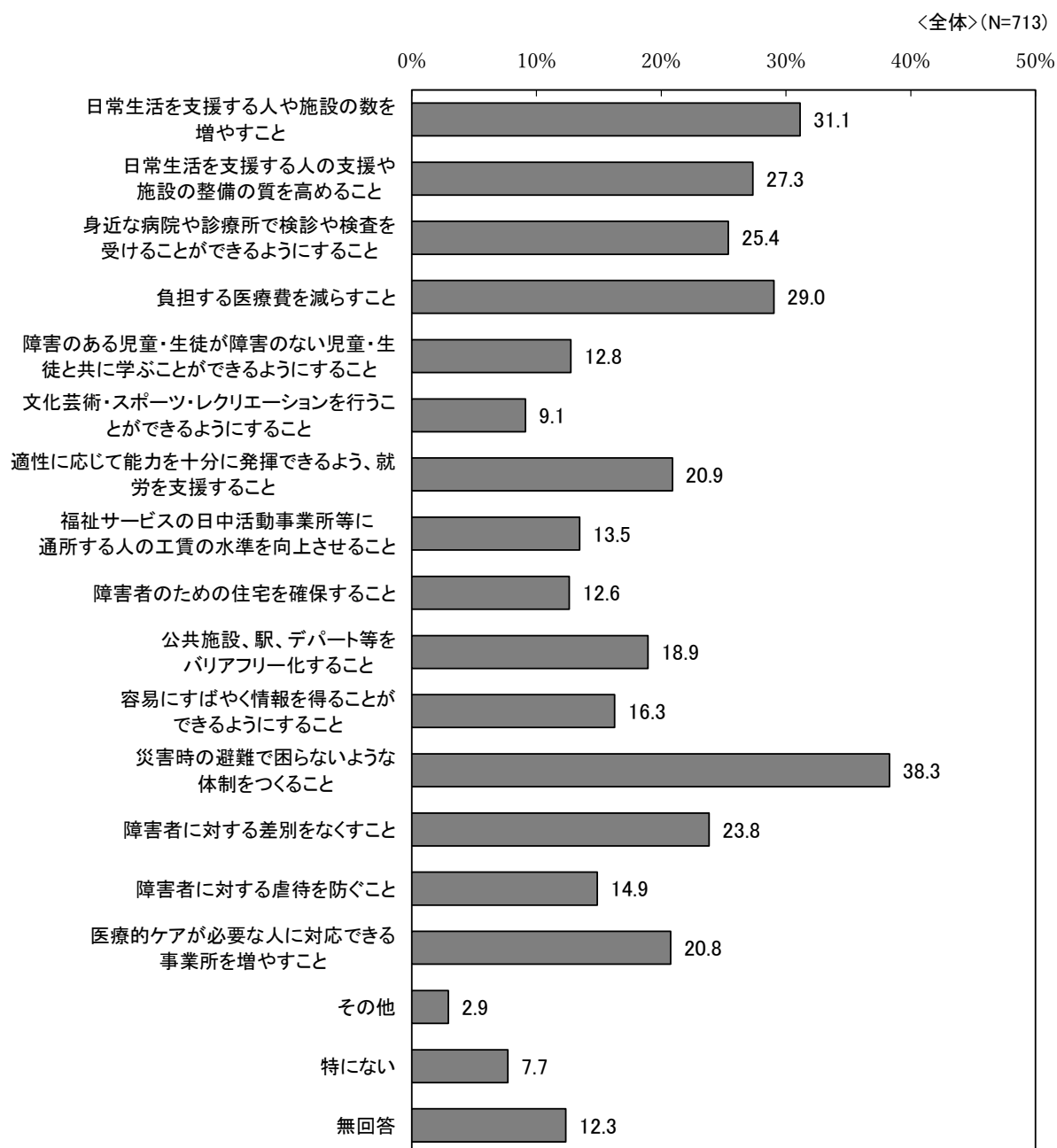
障害者差別解消法については、「知らない」がかなり高くなっています。

また、美浜町避難行動要支援者登録制度については、「知らない」が最も高く、次いで「知っているが、登録していない」、「知っており、登録している」などの順となっています。



⑤ 特に力を入れるべき障害者施策

障害者施策のうち、今後どのようなことに特に力を入れるべきかについては、「災害時の避難で困らないような体制をつくること」が最も高く、次いで「日常生活を支援する人や施設の数を増やすこと」、「負担する医療費を減らすこと」、「日常生活を支援する人の支援や施設の整備の質を高めること」、「身近な病院や診療所で検診や検査を受けることができるようにすること」、「障害者に対する差別をなくすこと」などの順となっています。



3 団体・事業所へのヒアリングシート調査結果

(1) 障害者福祉に関する団体・事業所ヒアリングシート調査の概要

本調査は、本計画策定のための基礎資料とするとともに、障害福祉に携わる団体・事業所を取り巻く現状や障害福祉サービスの提供状況などを把握することを目的として実施しました。

■調査概要

	障害福祉に携わる団体	障害福祉に携わる事業所
調査対象	障害福祉に携わる団体：4 団体	障害福祉に携わる事業所：7 事業所
調査期間	令和 5 年 9 月～10 月	
調査方法	郵送、電子メール、FAXによる配布・回収	
調査内容	1. 団体の概要や活動内容について 2. 活動上の課題や今後の取組について 3. 障害福祉サービス等の提供について 4. 今後の障害福祉施策に求めるものについて	1. 事業所の概要や提供するサービスについて 2. 事業運営上の問題や利用者からの要望等について 3. 今後の障害福祉施策に求めるものについて

(2) ヒアリング結果からみる障害福祉サービス等の課題について

① 提供しているサービスについて

○いずれのサービスについても、人材不足等により、対象者のニーズに応えられる提供が十分にできていない状況が伺えます。また、サービス提供にあたっては、それぞれの障害特性に応じた対応が求められています。

② 不足しているサービスについて

- 障害のある人の相談支援や就労支援を中心に充実が求められていますが、一方で介護保険事業所においては、相談支援事業所や相談支援員の不足といった事業採算や人材確保の問題があり、利用者のニーズに対応しきれていない状況となっています。
- 肢体不自由児の療育を行う専門機関がないなど、町内で対応できていないサービスについて、町外各施設の定員の問題もあり、町内での充実が求められています。
- 就労系サービスについて、働いて賃金を得たいと希望する障害者の受け入れ先がない。特別支援学校卒業後の居場所、就業先等の確保が求められています。
- 世話をしている親の急用など、緊急時に対応できる事業がないことが懸念されています。

- 重層的支援の相談が増えており、対応できる事業所が求められています。
- 利用していた店舗の閉店などにより、移動手段の確保を求める声が多くあがりました。

③ 今後のサービス提供体制について

- 新たに短期入所サービスの提供を予定されている事業所があるものの、利用者やその家族からの個々のサービスの利用量や質の確保の要望について、なお足りていない現状です。

④ その他サービス提供に係る事項について

- 放課後等デイサービスなど、療育・発達障害に対する支援体制が十分な状況にはないと伺えます。
- 障害者の高齢化が進み、独居生活者が今後も増加していきます。親なき後を見据えた生活支援施策（見守り）の充実・自立した生活へ向けての体験の機会の提供が求められています。
- 事務作業量の多さが、事業運営上の課題としてあがりました。

⑤ 障害福祉の向上について

- 障害福祉への理解促進、啓発を促すととともに、障害だけではない地域福祉の向上、充実が求められています。
- 移動手段である電車のワンマン化・無人駅の増加により、障害者のスムーズな移動が困難になっています。安全・安心に暮らしていくことができるまちづくりの実現について求める声が多く聞かれました。
- 支援員として活躍してもらうなど、地域の高齢者の力を活用し、障害福祉の向上に繋げる仕組みが求められています。
- 健常者やその親に向けて、障害に対する理解促進や偏見をなくすため、障害者支援の制度の周知が求められています。

⑥ 人材確保について

- 近隣大学の学部移転・公共交通機関のダイヤ削減に伴い、人材の確保がますます難しくなることが懸念されています。
- 事業所の職員の高齢化が進んでいるため、新たな採用・育成が求められています。
- 職員に対して、事業所内で定期的に必要な研修を行い、スキルアップを図っています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、障害者計画の基本理念を、「共に支え合い、いきいきと暮らせる、だれもが輝く共生のまち 美浜」と設定し、障害のある人が障害のない人と同様に地域の中で普通に生活し、活動できる社会・環境を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、障害のある人がライフステージのすべてに渡って、人間としての尊厳を回復し、生きがいを持ってより自分らしく過ごすことができるように支援を図る「リハビリテーション」の理念の浸透に引き続き努めるとともに、障害の有無にかかわらず、共に支え合い助け合いながら、地域との関わりの中で、誰もがその人らしくいきいきと輝き、暮らしていくことができる、共生する「インクルージョン」の理念を実現し、障害のある人が自己選択、自己決定して社会参加できるまちづくりを目指しています。

本町には、障害のある人を支える様々な資源がありますが、障害のある人の多様な希望に応えていくためには、広域的な連携や、地域が主体となった活動との協働をより一層進めながら、きめ細やかな支援に努めていくことが必要です。今後、障害の重度化・重複化、障害のある人やその家族の高齢化が進むことも考えられ、「親亡き後」や「家族の介護力の低下後」などの対応すべき課題と向き合い、住み慣れた地域の中で、障害のある人やその家族が安心して暮らし続けられるよう地域生活支援拠点等の整備や、コーディネーターの配置や関係機関の連携強化等の効果的な支援体制の構築に努めるとともに、将来に渡る安定的な障害福祉サービス提供体制づくりとそれを担う人材の確保、育成を進めていくことが必要となります。

こうした状況を踏まえ、本計画においても、障害者施策を一体的に進める障害者計画の理念を踏襲し、障害のある人が地域の中で自立し、希望する社会生活や日常生活を送ることができるよう、各種障害福祉・障害児支援サービスの基盤整備や提供体制の確保に努め、本町における障害児者福祉施策の一層の充実を図ります。

2 計画の基本的視点

(1) 主体性、自立性を持った社会参加

年齢や障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等）、障害の程度にかかわらず、身近な地域で必要なサービスを受けながら、いきいきと暮らすことができるよう、障害福祉サービス、障害児支援サービス等の提供基盤の整備に努めるとともに、地域力を高め、障害のある人が自己選択、自己決定を通じて積極的に社会に参加できる福祉の実現を目指します。

(2) 障害者のライフステージの全段階を通じた継続的、総合的な支援

障害のある人に対する支援は、乳幼児期から就学期、成人期、高齢期まで、ライフステージの全段階の変化を考慮しながら、継続的かつ総合的に行うことが必要です。

各ライフステージで提供されるサービスや支援策が連続性を持ったものとなるように、各関係機関の連携強化に努めるとともに、情報提供体制づくりを進めます。

(3) 地域での支え合いの推進

障害のある人が地域で生活していくためには、住民がお互いを尊重し合い、差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要であるとともに、相談支援や社会参加に向けた支援等を一体的に取り組む重層的支援体制を整備していく必要があります。

障害のある人の支援は、行政だけではなく、住民一人ひとりや地域、企業等を含むすべての社会構成員がノーマライゼーションの考えを理解し、主体的に取り組むことから始まります。

美浜町に住むすべての人がそれぞれの役割の中で、支え合い、助け合いながら、誰もが排除されることなく、共に生きることができる社会をつくりあげていきます。

(4) 障害を理由とする差別の解消の推進

平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、障害のある人に対する不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止などが規定されており、令和6年4月からは事業者においても合理的配慮の提供が義務化されることとなりました。

本町では、平成28年4月1日に、知多南部3町合同で障害者差別解消・虐待防止支援地域協議会を設立し、定期的に差別事象に関する事例検討や課題についての協議を行っているほか、自立支援協議会において、関係者に対する障害者差別解消法についての研修会や出前講座を開催しています。

障害や障害のある人への理解については、依然、十分に進んでいるとは言えない状況であるため、引き続き関係機関との連携を図りながら、相談体制の充実や事業者等の必要かつ合理的な配慮などについて柔軟な対応を促進していくとともに、障害者差別解消法の趣旨・目的等についての周知・啓発に努めます。

(5) 障害者虐待の防止、養護者に対する支援

平成 24 年度に障害者虐待防止法が施行され、本町では虐待防止対策の推進に取り組んできました。

平成 28 年 4 月 1 日には、知多南部 3 町合同で障害者差別解消・虐待防止支援地域協議会を設立し、障害者差別・虐待に関する事例検討や事案の防止に向けた課題についての協議を行っているほか、自立支援協議会において、関係者に対する障害者差別解消法研修会及び障害者虐待防止研修会を開催しています。

今後とも、関係機関との連携を図りながら、障害のある人への虐待があった場合の被虐待者やその養護者に対する相談・支援の充実をはじめ、専門的な人材の確保・育成に努めます。また、障害者虐待の防止や早期発見に向け、住民に対して虐待に該当する行為や通報義務を広報・啓発するとともに、住民等から通報があった場合には、迅速な対応に努めます。

(6) 難病患者への一層の周知

障害福祉サービスの対象者は、障害者総合支援法の施行により、平成 25 年度から従来の身体障害者、知的障害者、精神障害者に加え、難病患者も含むこととされました。対象となる難病等の範囲は年々拡大され、令和 3 年 11 月現在では 366 疾病となっています。

難病患者は、障害者手帳を所持していない場合でも、医師の診断書等により対象疾病であることが確認されると、障害者手帳を所持している人と同様に、障害福祉サービスや地域生活支援事業を利用することができます。

今後、難病患者においても、障害福祉サービスの利用が促進されるよう、関係する保健所、保健センター等の専門機関とも連携を深めることにより支援体制を強化し、広く制度の周知に努めます。

(7) 意思決定支援、成年後見制度の利用促進

判断能力が十分でない障害のある人が、安心して自立した生活を送るためには、適切なサービスが選択できるとともに、財産や権利が守られなければなりません。平成 28 年 4 月には、成年後見制度利用促進法が成立しており、制度のより一層の利用促進が求められています。

本町では、知多地域 4 市 5 町共同で委託している知多地域権利擁護支援センターにおいて、成年後見制度に関する相談をはじめ、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等が行えるよう支援を行っています。

成年後見制度を必要としている人が適切に制度を利用できるよう、今後とも普及・啓発に取り組んでいくとともに、制度利用の促進に関する施策を総合的、計画的に取り組んでいきます。

3 サービス提供に向けた基本方針

(1) 訪問系サービスの充実

食事や入浴、外出などの日常生活を支援する訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援）について、事業の拡充や人材育成の推進などサービス提供基盤の充実を図ります。

(2) 日中活動系サービスの充実

職業訓練や就労支援など社会的自立に向けた活動を支援する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所）について、利用者にあわせた活動や訓練の場の確保に努めます。

(3) 地域生活支援事業の推進

障害のある人が自立した日常生活を送る上で、一人ひとりの意思に可能な限り応えられるよう、基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化に努めるとともに、地域生活支援事業（相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業等）の更なる充実を図ります。

(4) 地域生活移行の推進

障害のある人に対する住まいの場や日常生活上の介護支援等を提供する居住系サービス（自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援）については、増加するニーズに対応するため、支援体制の充実及び専門人材の確保に努めます。また、親元や集団生活から一人暮らしへの移行、グループホームへの入居等の体験の機会や場の提供など、地域での生活が行える環境の整備を進めます。

更に、緊急時にもすぐに相談でき、必要な対応が図れる体制を確保するため、地域生活支援拠点等の事業展開により、障害のある人も地域で安心して暮らせる環境の充実を図ります。

(5) 障害児支援の充実

障害のある子どもの健やかな育ちを支援する障害児支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援）の充実に加え、医療的ケアを必要とする子どもへの支援として関係機関による協議の場の設置やコーディネーターの配置を行い、保育所等の関係機関が適切に連携した切れ目のない、総合的かつ包括的な支援体制の構築に努めます。

(6) 強度行動障害や高次脳機能障害に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び難病患者に対して、障害福祉サービスや障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

また、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び難病患者については、状況把握に努め基幹相談支援センターや地域生活支援拠点、医療機関等とも連携して支援ニーズを把握し、障害福祉サービスの利用も含む支援体制の整備に努めます。

(7) 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症に対する誤解や偏見を解消するため、関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関並びに医療機関の周知及び整備、自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援など、関係機関が連携して依存症である人及びその家族に対する支援の体制づくりに努めます。

4 計画の重点項目

第7期計画においては、第6期計画から引き続き、アンケート調査結果から、今後どのようなことに特に力を入れるべきかの問いに対し最上位であった「災害時の避難で困らないような体制をつくること」（38.3%）及び「日常生活を支援する人や施設の数を増やすこと」（31.1%）に加え、「障害者に対する差別をなくすこと」（23.8%）の3つを重点項目として設定し、現状の課題解決に向けて取り組みます。

重点項目1 防災・災害時対策の推進

■ 現状 ■

災害発生時の避難行動において、障害のある人は様々な不安や課題を抱えています。アンケート調査結果において、“今後特に力を入れるべき障害者施策について”は、「災害時の避難で困らないような体制をつくること」が38.3%で最も多く、“災害時の避難について”は「一人で避難できない」が30.6%、「わからない」が20.2%で災害時に避難できるかについて不安の声が高くなっています。

また、美浜町避難行動要支援者登録制度について、63.8%が「知らない」と回答している一方で、「登録している」は7.2%となっており、制度の認知度と登録率が低いのが現状です。

■ 課題 ■

災害時の避難についての不安解消のために、一人では避難できない方を支援する体制を確立する必要があります。

また、美浜町避難行動要支援者登録制度についても、認知度と登録率を高める必要があります。

■ 方針 ■

① 避難体制の確立

- ・美浜町避難行動要支援者登録制度の広報や対象となる方へ登録勧奨をするなどにより、制度の周知と登録推進を行います。
- ・医療的ケアを必要とする方など重度の障害のある人について、避難行動要支援者個別避難計画の作成を進め、個別避難計画に基づいた支援体制を整えていきます。

② 防災意識の啓発

- ・地域や各障害者施設で実施する防災訓練を通じて、防災知識や意識の向上を図ります。
- ・第1次美浜町地域福祉計画の重点プロジェクトの一つである「地域福祉視点での防災・減災の取り組みプロジェクト」の中で、障害のある人にもわかりやすい防災ハンドブックの作成について取り組みます。

③ 災害発生時の体制の整備

- ・各事業所、指定福祉避難所、行政等のネットワークの構築をし、防災訓練を通じた課題の共有を図り、災害時における体制強化と障害のある人の安全対策の推進を図ります。

ります。

- ・災害時における要援護者の避難施設に関する協定を締結した障害者施設と協力し、災害時の受け入れ態勢を整えていきます。
- ・一般避難所において障害のある人への合理的配慮ができるよう体制を整えていきます。

重点項目 2 共助・公助による日常生活支援の強化

■ 現状 ■

アンケート結果や団体・事業所へのヒアリング調査結果からは、支援に対する多くのニーズはあるが人材不足等により十分なサービス提供ができていないという声があがっています。

また、団体においては加入者の減少や当事者及びその家族の高齢化により活動が縮小傾向にあります。

■ 課題 ■

サービス提供のための福祉人材の確保による公助の強化と障害福祉に携わる団体の活性化による共助の強化による日常支援の強化が必要です。

■ 方針 ■

① 福祉人材の確保

- ・住民が障害のある方との関わりや福祉の現場を体験する機会をつくり、福祉への関心と理解を高めていきます。
- ・CCNC（知多半島ケーブルネットワーク）やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用し、積極的に情報を発信していきます。

② 障害福祉に携わる団体の活性化

- ・団体への加入促進のため、対象となる方への周知や活動内容を紹介したチラシを配布します。
- ・団体の自主的活動を支援し、活動の活性化を促進します。

重点項目 3 合理的配慮の提供に関する周知・啓発

■ 現状 ■

障害のある人は、社会の中にあるバリア（困りごとなど）によって生活しづらい場合があります。

障害者差別解消法では、自治体や事業者が障害を理由とした、不当な差別的取り扱いをすることを禁止しています。合理的配慮では、障害のある人が、社会の中にあるバリア（困りごとなど）を解消するための対応を必要としている場合に、負担が重すぎない範囲で個々の場面ごとに柔軟に対応することが求められます。

■ 課題 ■

アンケート調査結果においては、“障害者差別解消法を知っているか”は、81.1%が「知らない」となっており、「合理的配慮」が求められる事業者等への周知とともに、当事者となりうる障害のある人についても周知・啓発の必要があります。

■ 方針 ■

① 事業者への周知の推進

- ・南知多町・武豊町・美浜町の合同で、障害者差別解消法や合理的配慮についてのチラシの作成・配布、理解促進のための研修会を実施します。

② 障害のある人とその家族への啓発活動

- ・合理的配慮についてのチラシや冊子を作成し、障害のある人やその家族に対しての周知・啓発に努めます。
- ・合理的配慮について、事業所等での取り組みや障害のある人やその家族が感じたことなどを取りまとめ、周知・啓発にあたっての好事例として活用していきます。

③ 町職員への研修等の実施

- ・障害者差別解消法や合理的配慮についての研修会や出前講座に参加し、町職員の障害福祉に対する理解促進・意識啓発に努めます。

第4章 計画の数値目標と確保方策

1 第6期計画における成果目標の進捗状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行状況

国の基本方針では、令和元年度末時点の施設入所者数に対して、6%以上が地域生活へ移行し、施設入所者数から1.6%以上削減することとなっていました。

地域生活の移行者数の目標を1人(10.0%)として設定したのに対し、令和5年度末の実績見込みは1人となりました。

施設入所者数の目標を1人削減の9人として設定したのに対し、令和5年度末の施設入所者数の見込みは9人となりました。

項目	計画値	実績値 (見込み)	達成見込み
令和元年度末の施設入所者	—	10人	
令和5年度末までの施設入所者の 地域生活への移行者数	1人	1人	達成
	10.0%	10.0%	
施設入所者数	9人	9人	達成

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

南知多町・武豊町・美浜町において、自立支援協議会精神障害者地域生活部会に協議の場としての機能を持たせることで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築してきました。

協議の場の開催回数は年1回以上として設定したのに対し、令和3年度から令和5年度にかけては、毎年1回以上の協議の場を開催し、年1回の目標設定と評価を実施しています。

協議の場への関係者の参加数は、保健・医療(精神科)・医療(精神科以外)を各1人、福祉10人、介護3人、当事者1人、家族等2人として設定し、それぞれを満たす22人が参加しています。

項目	計画値	実績値 (見込み)	達成見込み
保健、医療及び福祉関係者による 協議の場の開催回数	年1回以上	年4回	達成
保健、医療及び福祉関係者による 目標設定及び評価の実施回数	年1回	年1回	達成

項目	計画値	実績値 (見込み)	達成見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	1人	1人
	医療(精神科)	1人	1人
	医療(精神科以外)	1人	1人
	福祉	10人	10人
	介護	3人	6人
	当事者	1人	1人
	家族等	2人	2人
			達成

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活拠点等については、平成29年度から南知多町・武豊町・美浜町の3町合同で1つ整備しており、必要な機能の付加や充実を図りながら、効果的・効率的な運用を目指して、令和4年度より運用状況の検証・検討を行っています。

安心生活支援事業として体験宿泊や緊急一時的宿泊を行い、地域生活を支援できる体制を整えました。また、強度行動障害支援者養成研修や専門的人材の確保・養成事業を利用し、地域生活支援拠点等の機能強化を図りました。

項目	計画値	実績値 (見込み)	達成見込み
地域生活支援拠点等の確保	1か所	1か所	達成
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回以上	年1回	達成

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本方針に基づき、一般就労の移行者数は令和元年度の5人から、1.30倍増の7人として目標を設定しましたが、令和5年度末の実績見込みは1人となりました。

そのうち、就労移行支援事業からの移行者数は目標の3人に対して令和5年度末の実績見込みは1人、就労継続支援A型事業からの移行者数は目標の2人に対して令和5年度末の実績見込みは0人、就労継続支援B型事業からの移行者数は目標の2人に対して令和5年度末の実績見込みは0人となりました。

また、一般就労移行者の就労定着支援事業の利用割合は70%として目標を設定し、令和5年度末の実績見込みは70%、就労定着支援1年後の就労定着率8割以上の事業所は70%として目標を設定し、令和5年度末の実績見込みは70%となりました。

項目	計画値	実績値 (見込み)	達成見込
令和元年度の一般就労移行者数	-	5人	
令和5年度の一般就労移行者数	7人	1人	未達成
うち 就労移行支援事業からの移行者数	3人	1人	未達成
うち 就労継続支援A型事業からの移行者数	2人	0人	未達成
うち 就労継続支援B型事業からの移行者数	2人	0人	未達成
令和5年度における一般就労移行者の就労定着支援事業の利用割合	70%	70%	達成
令和5年度における就労定着率8割以上の就労定着事業所の利用割合	70%	70%	達成

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターについては、設置を検討しサービス実施体制の整備に努めることを目標として設定しましたが、独自の体制確保が難しく、令和5年度末時点で未整備の見込みとなります。

保育所等訪問支援については、児童発達支援センターの設置にあわせ、実施体制の整備に努めることを目標としましたが、児童発達支援センターと同様に独自の体制確保が難しく、令和5年度末時点で未整備の見込みとなります。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所については、知多半島圏域での検討を図ることを目標と定めました。重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の利用については半田市の事業所を利用しており、利用できる体制を知多半島圏域で確保しています。

医療的ケア児支援の協議の場の設置については、自立支援協議会子ども部会に協議の場としての機能を持たせることにより協議の場を設置しており、また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターとして、南知多町と美浜町の合同で相談支援専門員を1人配置、町単独で保健師を1人配置しています。

項目	計画値	実績値 (見込み)	達成見込
児童発達支援センターの設置	1か所	0か所	未達成
保育所等訪問支援体制の構築	構築	未構築	未達成
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	1か所 (知多半島圏域)	達成
主に重症心身障害児を支援する放課後デイサービス事業所の確保	1か所	1か所 (知多半島圏域)	達成
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置	達成
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	設置	設置	達成

(6) 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保については整備が完了しており、令和5年度では、相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を588件、人材育成の支援を26件、相談機関との連携強化の取組を12回それぞれ実施の見込みとなります。

項目	計画値	実績値 (見込み)	達成見込
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	達成
専門的な指導・助言件数	年1件以上	年588件	達成
人材育成の支援件数	年1件以上	年26件	達成
連携強化の取組の実施回数	年1回以上	年12回	達成

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への本町職員の参加人数は、令和5年度では2人の参加見込みとなっています。

また、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制を整備し、情報共有等を実施しています。

項目	計画値	実績値 (見込み)	達成見込
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への本町職員の参加人数	年1人以上	年2人	達成
審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	年1回以上	年1回	達成

2 令和8年度の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域生活移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上 ●施設入所者数：令和4年度末施設入所者数の5%以上削減
--------------------	--

【目標設定の考え方】

- 国の基本指針においては、障害のある人の地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が移行することとなっています。本町では、令和4年度末時点の施設入所者数が11人であることから、移行者数は1人を目標とします。
- 施設入所者数については、令和4年度末の施設入所者数から5%以上削減することとなっています。本町では、令和4年度末の施設入所者数11人から、地域移行者数を1人と見込むことから、施設入所者数は10人を目標とします。

指 標	数 値	考 え 方
令和4年度末時点の施設入所者	11人	/
令和8年度末までの施設入所者の地域生活への移行者数	1人	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上
令和8年度末までの施設入所者数の削減	1人	令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上削減

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 : 325.3日以上 ●精神病床における1年以上入院患者数の設定 ●精神病床における早期退院率 : 3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
--------------------	--

【目標設定の考え方】

- 国の基本指針において定める目標は県内における数値目標となっています。本町においては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進として、自立支援協議会精神障害者地域生活部会に協議の場としての機能を持たせており、協議を通じ課題や不足している社会資源の抽出等を行っていきます。
- 協議の場の開催回数は年1回以上を見込み、協議の場への関係者の参加数は、保健・医療（精神科）・医療（精神科以外）を各1人、福祉10人、介護6人、当事者1人、家族等2人を見込みます。

指 標	数 値	考 え 方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回以上	南知多町・武豊町・美浜町の合同で実施
保健、医療及び福祉関係者による目標設定及び評価の実施回数	年1回	南知多町・武豊町・美浜町の合同で実施

指 標						
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数						
数 値						
保健	医療 (精神科)	医療 (精神科以外)	福祉	介護	当事者	家族等
1人	1人	1人	10人	6人	1人	2人

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●各市町村において地域生活支援拠点等を整備 <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築 ・年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う ●強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める
--------------------	---

【目標設定の考え方】

- 地域生活支援拠点等については、平成29年度から、南知多町・武豊町・美浜町の3町合同で1か所整備しています。今後も、必要な機能の付加や充実を図りながら、地域の中で自立し、安心して暮らし続けられる体制の整備を進めるとともに、効果的・効率的な運用を目指し、運用状況の検証・検討を重ね、柔軟に対応していきます。
- 地域生活拠点等におけるコーディネーターについては、現在は配置されておらず、相談支援専門員による対応を行っており、コーディネーターの配置に向けて検討を進めています。

指 標	数 値	考 え 方
地域生活支援拠点等の確保	1か所	南知多町・武豊町・美浜町の合同で整備
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回以上	南知多町・武豊町・美浜町の合同で実施
コーディネーターの配置などによる緊急時の連絡体制の構築	構築	南知多町・武豊町・美浜町の合同で構築

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数：1.28 倍以上 <ul style="list-style-type: none"> ・うち就労移行支援事業からの移行者数：1.31 倍以上 ・うち就労継続支援A型事業からの移行者数：1.29 倍以上 ・うち就労継続支援B型事業からの移行者数：1.28 倍以上 ●就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合：5割以上 ●就労定着支援事業： <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数は令和3年度末実績の1.41 倍以上 ・就労定着率7割以上の事業所が全体の2割5分以上 ●各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進
--------------------	--

【目標設定の考え方】

- 令和3年度における福祉施設利用者の一般就労への移行者数は1人となっており、この1.28倍以上増加させるとし、移行者数は4人を目標とします。
- 令和3年度における就労移行支援事業からの一般就労への移行者数は1人となっており、この1.31倍以上増加させるとし、令和8年度における移行者数は2人を目標とします。
- 令和3年度における就労継続支援A型及びB型事業からの一般就労への移行者数はそれぞれ0人となっており、令和8年度における移行者数はそれぞれ1人を目標とします。
- 令和3年度における就労定着支援事業の利用者数は3人となっており、この1.41倍以上増加させるとし、利用者数は4人を目標とします。
- 就労定着支援事業等による職場定着率が、令和8年度末時点において7割以上となる就労定着事業所の割合が2割5分以上となるよう目指します。

指 標	数 値	考 え 方
令和3年度の一般就労移行者数	1人	/
令和8年度の一般就労移行者数	4人	令和3年度末時点の移行者数の1.28倍
うち 就労移行支援事業からの移行者数	2人	令和3年度末時点の移行者数の1.31倍
うち 就労継続支援A型事業からの移行者数	1人	令和3年度末時点の移行者数の1.29倍
うち 就労継続支援B型事業からの移行者数	1人	令和3年度末時点の移行者数の1.28倍
就労定着支援利用者数	4人	令和3年度末時点の利用者数の1.41倍
令和8年度における就労定着率7割以上の就労定着事業所の割合	25%	国の基本指針に準じる

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実： <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターを各市町村または各圏域に1か所以上設置 ・ すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制を構築 ● 重症心身障害児を支援する事業所の確保： <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に1か所以上確保 ● 医療的ケア児支援のための支援センター及び協議の場の設置： <ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県において、医療的ケア児支援センターを設置 ・ 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置
--------------------	--

【目標設定の考え方】

- 児童発達支援センター及び保育所等訪問支援については、設置の可否等について協議を重ねた結果、設置ではなく、児童発達支援事業所のわかば園を中心とした既存のサービスの機能強化による対応を図っていくとともに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制整備に努めていくこととします。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、半田市の事業所を利用していることから、知多半島圏域において利用体制を確保している状況です。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、自立支援協議会子ども部会に協議の場としての機能を持たせています。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、南知多町・美浜町の合同で相談支援専門員を1人、町単独でも保健師を1人配置しています。

指 標	数 値	考 え 方
児童発達支援センターの設置	体制の構築	既存のサービスの機能強化を図る
保育所等訪問支援事業所の確保	体制の構築	既存のサービスの機能強化を図る
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	知多半島圏域で事業所を確保
主に重症心身障害児を支援する放課後デイサービス事業所の確保	1か所	知多半島圏域で事業所を確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	南知多町・武豊町・美浜町の合同で設置
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	配置	南知多町・美浜町の合同及び町単独で設置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制強化を図る体制を確保 ● 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善
--------------------	---

【目標設定の考え方】

- 基幹相談支援センターについては、南知多町・武豊町・美浜町の合同で設置済みであるため、地域の相談支援体制の強化を図ることを目標とします。
- 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等については実施体制を整備済みであり、現行の体制を維持することを目標とします。

指 標		数 値	考 え 方
基幹相談支援センターの設置		設置	現行体制の維持
総合的・専門的な相談支援の実施		実施	現行体制の維持
専門的な指導・助言件数		年 588 件	現行体制の維持
人材育成の支援件数		年 26 件	現行体制の維持
連携強化の取組の実施回数		年 12 回	現行体制の維持
個別事例の支援内容の検証の実施回数		年 7 回	現行体制の維持
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数		2 人	南知多町・武豊町・美浜町の合同で配置
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組	事例検討の実施回数	9 回	南知多町・武豊町・美浜町の合同で実施
	参加事業者・機関数	35 機関	
	専門部会の設置数	6 部会	
	専門部会の実施回数	28 回	

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の 基本指針	●各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
------------	------------------------------------

【目標設定の考え方】

○町職員への障害福祉サービスに係る各種研修等の受講を推進するほか、事業者と連携し、障害福祉サービスの向上に向けた取組を進めます。

指 標	数 値	考 え 方
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への本町職員の参加人数	年1人以上	現行体制の維持
審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	年1回以上	現行体制の維持

3 障害福祉サービスの見込量

障害福祉サービスについて、利用実績がないサービスは本計画期間中の利用を見込んでいますが、サービスの利用を妨げるものではなく、状況に応じて対応をしていきます。

(1) 訪問系サービスの見込量と確保方策

訪問系サービスは、介護給付の「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」があります。

サービス名	内容
居宅介護	障害支援区分 1 以上（児童はこれに相当する心身の状態）の人に、自宅で入浴・排泄・食事等の介助を行います。
重度訪問介護	障害支援区分 4 以上であって、2 肢以上の麻痺等の重度の障害があるなど、常に介護が必要な人に、自宅で身体介護や家事援助、外出時の移動の支援を行います。
同行援護	視覚障害により、移動・外出に著しい困難を有する人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。身体介護を伴う場合は、障害支援区分 2 以上の人等が対象となります。
行動援護	障害支援区分 3 以上（児童はこれに相当する心身の状態）であって、知的または精神の障害により行動が困難で、常に介護が必要な人に、行動や外出時の危険回避や排泄・食事・移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	障害支援区分 6（児童はこれに相当する心身の状態）であって、意思疎通困難や四肢麻痺で寝たきり（気管切開・人工呼吸器使用者または最重度知的障害者）等、常に介護が必要な人の中でも、特にその介護の必要性が高い場合に、居宅介護やその他複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

【サービスの実績と見込み量】

サービス種別	集計種別	単位	実績値		見込	見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス 合計	月あたり利用量	時間	1,713	1,932	1,678	1,932	1,948	1,964
	月あたり利用人数	人	38	38	36	41	42	43
	年間利用実人数	人	52	46	41	49	50	51
居宅介護	月あたり利用量	時間	529	631	545	630	646	662
	月あたり利用人数	人	31	33	31	34	35	36
	年間利用実人数	人	42	38	36	41	42	43
重度訪問介護	月あたり利用量	時間	1,158	1,270	1,102	1,270	1,270	1,270
	月あたり利用人数	人	3	2	2	2	2	2
	年間利用実人数	人	3	2	2	2	2	2
同行援護	月あたり利用量	時間	0	0	0	0	0	0
	月あたり利用人数	人	0	0	0	0	0	0
	年間利用実人数	人	0	0	0	0	0	0
行動援護	月あたり利用量	時間	26	31	31	32	32	32
	月あたり利用人数	人	4	3	3	5	5	5
	年間利用実人数	人	6	6	3	6	6	6
重度障害者等 包括支援	月あたり利用量	時間	0	0	0	0	0	0
	月あたり利用人数	人	0	0	0	0	0	0
	年間利用実人数	人	0	0	0	0	0	0

【見込み量確保のための方策】

- アンケート調査においても利用意向が高く、今後も一定の利用が見込まれる訪問系サービスについては、過去からの利用実績をもとに増加を見込んでいます。今後も障害のある人のニーズを把握し、必要に応じて利用を検討します。
- 事業者への情報提供を積極的に行い、利用者にとって必要とするサービスを適切に利用できるような努めます。また、町内及び近隣市町におけるサービス提供事業所の連携及び事業所の参入促進を図りながら、障害のある人のニーズを把握し、必要に応じて利用を検討します。
- 身体障害や知的障害、精神障害等の特性を十分理解し、対応できる従事者（ヘルパー）の養成・確保も重要であり、人材を養成するため愛知県や関係機関が実施する研修に関する情報提供を行います。更に、必要に応じてサービス提供事業所との協議や指導・助言等を行い、サービスの質の向上に努めます。

(2) 日中活動系サービス見込量と確保方策

日中活動系サービスは、介護給付の「生活介護」「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型）」「就労継続支援（B型）」「就労定着支援」「療養介護」「短期入所」のほか、令和7年度より始まるサービスとして「就労選択支援」があります。

サービス名	内容
生活介護	障害支援区分3以上（50歳以上は障害支援区分2以上）で常に介護が必要な人に、施設での入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供等を行い、障害のある人がいきいきとした生活を送れるよう支援します。
自立訓練 （機能訓練）	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人、また、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な身体障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人、また、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業し、継続した通院により、症状が安定している知的障害、精神障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練等の支援を行います。
就労選択支援	一般就労や障害福祉サービスの利用を希望する障害のある人と共同で作成した就労アセスメントを活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。
就労移行支援	65歳未満の就労等を希望する人に、一定期間における生産活動、求職活動や職場体験等の機会の提供及び就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行い、一般就労への支援を行います。
就労継続支援 （A型）	サービス利用開始時に65歳未満で、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、就労への訓練等の機会を提供し、一般就労への移行に向けた支援を行います。
就労継続支援 （B型）	次の人を対象として、就労に必要な訓練や生産活動の機会を提供し、就労への移行に向けた支援を行います。 ア. 就労経験がある人で、年齢や体力の面で企業等に雇用されることが困難となった人 イ. 就労移行支援や就労継続支援（A型）を利用した人で、企業等の雇用に結びつかなかった人 ウ. ア、イに該当しない人で、50歳に達している人または障害基礎年金1級受給者
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	病院への長期入院による医療を必要とし、常時介護が必要な人であって、障害支援区分6の気管切開に伴う人工呼吸器を使用している人、障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重度心身障害のある人を対象として、医療機関での機能訓練や療養上の管理・看護・介護を行います。
短期入所 （ショートステイ）	障害支援区分1以上（児童はこれに相当する心身の状態）の人に、短期入所サービスを提供し、介助者の介護負担の軽減を図り、介助者の疾病時や不在時に対応できるよう支援します。

【サービスの実績と見込み量】

サービス種別	集計種別	単位	実績値		見込	見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	月あたり利用量	人日	1,054	1,202	1,147	1,170	1,193	1,216
	月あたり利用人数	人	55	59	61	62	63	64
	年間利用実人数	人	59	67	62	64	66	68
自立訓練 (機能訓練)	月あたり利用量	人日	8	0	0	0	0	0
	月あたり利用人数	人	1	0	0	0	0	0
	年間利用実人数	人	1	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練) (内精神障害者)	月あたり利用量	人日	0 (0)	19 (0)	11 (0)	20 (0)	20 (0)	20 (0)
	月あたり利用人数	人	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
	年間利用実人数	人	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
就労選択支援	月あたり利用人数	人	-	-	-	-	0	1
	年間利用実人数	人	-	-	-	-	0	1
就労移行支援	月あたり利用量	人日	85	30	56	85	85	85
	月あたり利用人数	人	6	2	3	6	6	6
	年間利用実人数	人	11	7	7	11	11	11
就労継続支援 (A型)	月あたり利用量	人日	36	43	24	43	43	43
	月あたり利用人数	人	2	3	2	3	3	3
	年間利用実人数	人	2	4	3	4	4	4
就労継続支援 (B型)	月あたり利用量	人日	548	659	676	699	722	745
	月あたり利用人数	人	35	44	44	45	46	47
	年間利用実人数	人	41	48	46	47	48	49
就労定着支援	月あたり利用人数	人	3	2	1	4	4	4
	年間利用実人数	人	3	4	2	4	4	4
療養介護	月あたり利用人数	人	3	3	3	3	3	3
	年間利用実人数	人	3	3	3	3	3	3
短期入所 (福祉型)	月あたり利用量	人日	20	40	41	41	44	47
	月あたり利用人数	人	8	14	15	15	16	17
	年間利用実人数	人	12	16	17	17	19	21
短期入所 (医療型)	月あたり利用量	人日	2	9	7	7	7	7
	月あたり利用人数	人	1	2	2	2	2	2
	年間利用実人数	人	1	2	2	2	2	2

【見込み量確保のための方策】

- 町内及び近隣市町の事業所との連携を図り、日中活動の場の確保に取り組むとともに、障害のある人のニーズを把握し、適切な利用促進に努めます。
- 生活介護については、利用人数は増加傾向にあり、また利用ニーズの高いサービスであるため、障害のある人のニーズを把握し、適切な利用促進に努めます。
- 就労系サービスについては、就労移行支援、就労定着支援のほか、令和 7 年度から新規に開始される就労選択支援など、障害のある人のニーズを把握し、適切な利用促進に努めます。
- 就労継続支援（B型）については、利用実績が増加していますが、令和 5 年度に町内にできたサービス提供事業所は利用者の大半が町外の人となっており、本町の就労支援基盤の充実が図れるよう、利用ニーズに対応できるよう、引き続き事業所の新規参入を促進します。
- 短期入所については、地域生活支援拠点の面的整備にあわせ、緊急対応が可能な体制整備を行っていますが、通常利用も含めてニーズに応じた利用しやすい環境を充実していく必要があります。また、医療的ケアを必要とする人や、強度行動障害を持つ人を受け入れる事業者の確保に向けた検討を進めます。

（3）居住系サービス見込量と確保方策

居住系サービスは、「自立生活援助」、「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」があります。

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障害支援区分 1 以下に該当する身体障害（65 歳未満の人または 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくは、これに準ずるものを利用したことがある人に限る。）、知的障害、精神障害のある人を対象に、地域で共同生活を営むのに支障のない障害のある人につき、主として夜間に共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行います。また対象については、障害支援区分 2 以上の人であっても、あえてサービスの利用を希望する場合、サービスを利用することが可能です。
施設入所支援	生活介護を受けている障害支援区分 4（50 歳以上の場合は区分 3）以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援を受けている人で、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められている人、または地域の社会資源の状況やその他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人を対象に、夜間や休日に入浴・排泄、食事の介護等を行います。

【サービスの実績と見込み量】

サービス種別	単位	実績値		見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助 (内精神障害者)	人/年	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
共同生活援助 【グループホーム】 (内精神障害者)	人/年	26 (10)	30 (9)	27 (9)	28 (9)	29 (9)	30 (9)
施設入所支援	人/年	12	11	11	11	11	10

【見込み量確保のための方策】

- 本計画の成果目標に定めている施設入所者の地域移行を促進する観点から、障害のある人の自立した生活や地域での生活を継続できるように、居住の場としての共同生活援助（グループホーム）を確保するとともに、施設入所者の地域移行を促進していきます。
- 居住系サービスは知的障害者をはじめとして、特に利用意向が高いサービスではありますが、町内の基盤は十分とは言えず、広域的な対応を図らざるを得ない状況となっています。今後とも町内及び近隣市町におけるサービス提供事業者の参入や人材確保を促進するとともに、障害のある人のニーズを把握し、適切な利用促進に努めます。また、体験宿泊や緊急時の対応が図れる機会の確保に努め、グループホーム等において地域生活への移行をより円滑に進められるよう努めます。
- 施設入所支援については、地域移行の推進を前提にサービス提供の適正化を図りながら、地域における生活の場の確保という観点から、利用者の高齢化や重度化等の状況を踏まえつつ、入所者の安全・安心な暮らしの確保と生活の質の向上を図ります。
- 自立生活援助については、地域生活への移行者数の目標達成に必要な支援ニーズを考慮し、事業参入を促進します。

(4) 相談支援の見込量と確保方策

相談支援は、「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」のサービスをさします。

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人で、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障害のある人や一人暮らしへと移行した障害のある人等で、安定的に地域生活を営めるよう、障害の多様な特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談等対応に必要な便宜を供与します。

【サービスの実績と見込み量】

サービス種別	単位	実績値		見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/年	135	138	120	125	130	135
地域移行支援 (内精神障害者)	人/年	2 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
地域定着支援 (内精神障害者)	人/年	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

【見込み量確保のための方策】

- 計画相談支援については、相談支援事業者や関係機関との継続した連携に努め、情報の共有を図っていますが、相談支援専門員に対しサービス利用者が多いことから、相談支援専門員の不足の解消に向けて、町内にある事業所へ相談支援事業への参入を働きかけます。また、相談支援専門員の養成や研修、多職種間の連携に取り組み、相談支援体制の強化に努めます。
- 地域移行支援や地域定着支援といった、地域生活への移行を促進するための支援については、相談支援事業全体の質の向上を図り、自立支援協議会や事業者との連携を推進しながら、障害のある人のニーズを把握し、適切な利用促進に努めます。

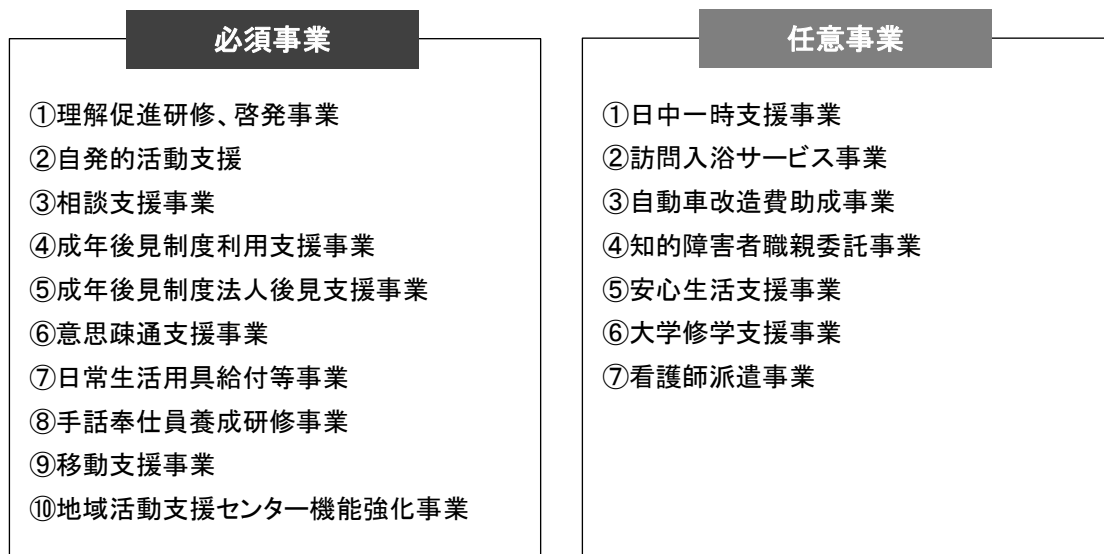
4 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害のある人や障害のある子どもが地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況を勘案し、市町村が独自に提供する事業として、都道府県が行う専門性の高い相談支援事業や養成研修事業等と連携を図りながら実施する事業です。

市町村が行う必須事業として、「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「手話奉仕員養成研修事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」があります。

また、必須事業に限らず、市町村の判断により、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を実施することができることとなっており、本町では、「日中一時支援事業」「訪問入浴サービス事業」「自動車改造費助成事業」「知的障害者職親委託事業」「安心生活支援事業」「大学修学支援事業」「看護師派遣事業」を実施しており、今後とも本町の資源を活かしながら、創意工夫のもと効果的・効率的な事業の実施を図ります。

■地域生活支援事業のサービス体系



(1) 必須事業の見込量と確保方策

① 理解促進研修・啓発事業

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深める研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

② 自発的活動支援事業

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【サービスの実績と見込み量】

単位：年間

サービス種別	単位	実績値		見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	無	無	無	無	無	無

【見込み量確保のための方策】

- 共生のまちづくりを推進するため、理解促進研修・啓発事業として、福祉教育ハンドブックを活用した学校現場における福祉実践教育、出前講座を中心とした啓発活動を実施しており、今後は、地域住民や企業といった学校教育以外の場での啓発活動を推進します。
- 障害のある子どもの余暇支援として、プール教室や体操教室といった日本福祉大学とのコラボ企画を実施しています。日本福祉大学とのコラボ企画については継続的な実施、周知・充実を図ります。
- 自発的活動支援事業については、計画期間中の実施事業としては定めませんが、当事者団体や地域のボランティア団体等と連携し、実施に向けた取組を進めます。

③ 相談支援事業

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障害のある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター設置	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待防止等の取組を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居希望者で、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人等に対して、入居に必要な調整等・家主等への相談・助言も含める支援を行います。

【サービスの実績と見込み量】

単位：年間

サービス種別	単位	実績値		見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無

【見込み量確保のための方策】

- 相談支援については、南知多町、武豊町と共同で委託している「知多南部基幹相談支援センター」を中心に、相談支援事業所やサービス提供事業者との連携を図りながら、虐待防止や差別解消のための相談支援の強化に取り組むとともに、障害のある人の権利擁護や支援制度の情報提供を充実します。
- 基幹相談支援センターについては、南知多町・武豊町・美浜町の合同で設置しており、3町で連携して適切な運営を維持していきます。

④ 成年後見制度利用支援事業

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用について、必要となる経費のすべて、または一部について補助を行います。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【サービスの実績と見込み量】

単位：年間

サービス種別	単位	実績値		見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

【見込み量確保のための方策】

- 成年後見制度利用支援事業については、知多地域4市5町共同で委託している「知多地域権利擁護支援センター」において実施しており、法人後見、相談支援等についても事業を行っています。今後とも、制度の周知、利用促進を図るための広報・啓発活動を推進していきます。

⑥ 意思疎通支援事業

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者が、手話通訳をコミュニケーションの手段としている聴覚障害や音声言語機能障害のある人の相談や役場での各種手続きなどの手伝いをします。

【サービスの実績と見込み量】

単位：年間

サービス種別	単位	実績値		見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	件	33	53	62	65	65	65
要約筆記者派遣事業	件	2	3	2	3	3	3
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	0	0

【見込み量確保のための方策】

- 聴覚障害のある人が、地域で開催される講演会等の様々な場や活動等に参加しやすいよう、意思疎通支援事業として手話通訳者等の派遣に努めます。また、Net119 利用促進を検討するとともに、利用者数が増加傾向にある手話通訳者派遣事業についても聴覚障害者センターと連携しながらサービス提供体制の確保に努めます。
- 手話通訳者設置事業については、筆談等による対応を行うこととし、設置は予定していませんが、窓口対応を円滑に行うための手話ボードの作成を進め、窓口での活用を推進していきます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業は、重度の障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的に実施します。

【サービスの実績と見込み量】

単位：年間

サービス種別	単位	実績値		見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練 支援用具	件	0	0	0	1	1	1
自立生活支援 用具	件	3	1	0	1	1	1
在宅療養支援 用具	件	4	2	1	2	2	2
情報・意思 疎通支援用具	件	4	2	1	2	2	2
排泄管理支援 用具	件	237	272	248	270	270	270
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	件	0	0	1	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

○日常生活用具給付等事業については、利用者のニーズを把握するとともに、障害の状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行い、計画的な給付に努めます。また、日常生活用具に関する情報提供を図ります。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修 事業	手話奉仕員（日常会話を行うのに必要な手話を習得した者）の養成を通じて、手話や聴覚障害のある人に対する町民の理解・啓発を進めるとともに、聴覚障害のある人と健聴者の交流の促進を図ります。

【サービスの実績と見込み量】

単位：年間

サービス種別	単位	実績値		見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員 養成講座	人	3	3	2	2	2	2
要約筆記者 養成講座	人	1	0	1	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

○美浜町社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という）と連携し、養成講座の開催と啓発を行い、手話奉仕員や要約筆記者の養成に努めます。

⑨ 移動支援事業

サービス名	内容
移動支援事業	移動が困難な障害のある人で、公共機関または社会参加等の外出時に付き添う人がいない場合に、ガイドヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援します。

【サービスの実績と見込み量】

単位：月あたり

サービス種別	単位	実績値		見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人	22	22	23	24	25	26
	時間	170	185	199	208	217	226

【見込み量確保のための方策】

○移動支援については、障害のある人の社会参加促進の観点から、サービス提供事業者や相談支援事業者と連携を図り、必要なサービスの給付に努めます。

⑩ 地域活動支援センター事業

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	障害のある人の日中の通いの場として、創作活動や生産活動等の機会の提供や、社会との交流の促進に取り組む事業です。

【サービスの実績と見込み量】

サービス種別	単位	実績値		見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	か所	3	3	3	3	3	3
	人/月	26	34	35	35	35	35

【見込み量確保のための方策】

○地域活動支援センターについては、広域 2 か所、町内 1 か所の事業者へ委託して事業を実施しており、日中活動の場としての充実を図るため、関連市町との連携を強め、より利用しやすい活動内容について検討していきます。

(2) 任意事業の見込量と確保方策

① 日中一時支援事業

サービス名	内容
日中一時支援事業	障害のある人等の日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練、また、障害のある人等を日常的に介護している家族の就労支援及び一時的な休息（レスパイト）の場を確保します。

【サービスの実績と見込み量】

単位：月あたり

サービス種別	単位	実績値		見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人	15	20	23	24	25	26
	時間	261	269	355	384	413	441

【見込み量確保のための方策】

- 日中一時支援事業については、利用者が徐々に増加しており、利用ニーズも比較的高いことから、見込み量の確保のため、自立支援協議会、町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。

② 訪問入浴サービス事業

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	家庭における入浴が困難で、障害福祉サービスによる家庭での入浴、その他の事業による入浴サービスの利用が困難な在宅の障害のある人等に対して、定期的な入浴サービスを実施し、障害のある人等の衛生的で快適な日常生活の確保と家族等の介護負担の軽減を図ります。

【サービスの実績と見込み量】

単位：月あたり

サービス種別	単位	実績値		見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人	1	1	1	1	1	1
	件	4	4	4	4	4	4

【見込み量確保のための方策】

- 一定の利用ニーズがあるため、引き続きサービスを安定的に提供できるよう、サービス提供事業者との連携や利用者の把握に努めます。

③ 自動車改造費助成事業

サービス名	内容
自動車改造費助成事業	障害のある人の社会復帰等の促進を図るため、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【サービスの実績と見込み量】

サービス種別	単位	実績値		見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造費助成事業	人/年	1	1	1	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

○利用ニーズを把握しながら、継続的な事業実施に努めます。

④ 知的障害者職親委託事業

サービス名	内容
知的障害者職親委託事業	知的障害のある人の自立更生を促進するため、知的障害のある人を雇用する事業主に委託し、雇用の促進と職場の定着性を高めます。

【サービスの実績と見込み量】

サービス種別	単位	実績値		見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
知的障害者職親委託事業	人/年	1	1	1	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

○企業等を経営する事業主等の協力を得ながら、職親の受け入れ体制の確保を進め、知的障害のある人の雇用の促進と職場定着を図ります。

⑤ 安心生活支援事業

サービス名	内容
安心生活支援事業	障害のある人が、地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、地域生活支援拠点事業の機能として、体験的宿泊事業、緊急一時的宿泊事業等を実施し、地域生活への移行や定着を支援します。

【サービスの実績と見込み量】

サービス種別	単位	実績値		見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
体験的宿泊事業	人/月	1	2	5	5	5	5
緊急一時的宿泊事業	人/年	2	2	0	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

- 障害のある人が安心して地域で暮らしていくために必要なサービスとして、事業所の人材確保・人材育成といった受け入れ体制の充実を図るとともに、事業の周知に努めます。
- 自立支援協議会等において事業検証等を行いながら、受け入れ体制の充実を努めます。

⑥ 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

サービス名	内容
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度障害者が大学等に修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障害者に対し修学に必要な身体介護等を提供します。

【サービスの実績と見込み量】

サービス種別	単位	実績値		見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
大学修学支援事業	人/年	1	1	0	0	0	0

【見込み量確保のための方策】

- サービスを必要としている方が利用できるように、事業の周知を図りながら、日本福祉大学の制度整備を促進します。

⑦ 医療的ケア児のための学校等への看護師派遣事業

サービス名	内容
医療的ケア児のための学校等への看護師派遣事業	医療的ケアを必要とする児童に対し、保育所、認定こども園、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、小学校または中学校へ看護師を派遣し医療的ケアを行うことにより、医療的ケア児の家族の負担を軽減し、地域での生活を支援します。

【サービスの実績と見込み量】

サービス種別	単位	実績値		見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
看護師派遣事業	人/年	0	1	1	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

- サービスを必要としている方が利用できるように、事業の周知を図りながら、継続的な事業実施に努めます。

5 障害児支援サービスの見込量

障害児支援サービスについて、利用実績がないサービスは本計画期間中の利用を見込んでいませんが、サービスの利用を妨げるものではなく、状況に応じて対応をしていきます。

(1) 障害児通所支援の見込量と確保方策

障害児福祉サービスは、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「医療型児童発達支援」「障害児相談支援」「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」のサービスをさします。

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある子どもの放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある子ども、または今後利用する予定の障害のある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害のある子ども等であって、外出することが著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障害のある子どもに対する児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障害のある子どもを対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

【サービスの実績と見込み量】

サービス種別	集計種別	単位	実績値		見込	見込量		
			令和3年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童発達支援	月あたり利用量	人日	163	237	214	240	240	240
	月あたり利用人数	人	11	15	16	17	17	17
	年間利用実人数	人	14	19	17	18	18	18
医療型児童発達支援	月あたり利用量	人日	0	0	0	0	0	0
	月あたり利用人数	人	0	0	0	0	0	0
	年間利用実人数	人	0	0	0	0	0	0

サービス種別	集計種別	単位	実績値		見込	見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	月あたり利用量	人日	292	291	285	295	295	295
	月あたり利用人数	人	37	31	34	35	35	35
	年間利用実人数	人	44	37	37	39	39	39
保育所等訪問支援	月あたり利用量	人日	1	1	1	1	1	1
	月あたり利用人数	人	0	1	1	1	1	1
	年間利用実人数	人	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	月あたり利用量	人日	0	0	0	0	0	0
	月あたり利用人数	人	0	0	0	0	0	0
	年間利用実人数	人	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	年間利用実人数	人	40	35	19	35	35	35
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	相談支援専門員	配置数	1	1	1	1	1	1
	保健師		1	1	1	1	1	1
発達障害への支援	支援プログラム等の受講者数	人/年	0	0	0	8	8	8
	ペアレントメンター	人	0	0	0	0	0	0
	ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0	0	0	0	0	0

【見込み量確保のための方策】

- 児童発達支援については、増加傾向にある利用ニーズに適切に対応していくとともに、療育を必要とする児童に対する早期発見・早期支援に向け、サービス提供事業所や自立支援協議会と連携し、事業所の参入を促進します。
- 放課後等デイサービスについては、利用ニーズに対応できるよう、サービス提供事業所と連携を図るとともに、事業所の参入についても促進していきます。
- 保育所等訪問支援については、サービスを提供できる事業所が本町にないため、利用ニーズに対応できるよう事業所の参入促進に努めるとともに、既存のサービス機能強化による支援体制の構築を図り、通所先での専門的な支援を望む障害のある児童のみならず、通所先施設のスタッフへの支援に繋がります。
- 障害児相談支援については、障害児通所支援を利用するすべての障害のある児童が障害児支援利用計画を作成する必要があるため、相談支援事業所との連携を密にし、相談員の確保に努め、適切な利用計画を提供できるよう体制を構築していきます。

○発達障害児の支援については、令和6年度からペアレントトレーニング及びペアレントプログラム事業を実施し、本人への支援だけでなく、保護者や養育者への支援を行う体制の構築に努めます。

(2) その他の事業

その他の事業として、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害のある子どもが希望に沿ったサービスを利用できるよう、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等における受け入れ体制の整備に努めます。

【サービスの実績と見込み量】

単位：月あたり

サービス種別	単位	実績値		見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	人	26	33	34	34	34	34
認定こども園	人	5	0	0	1	1	1
放課後児童クラブ	人	5	1	3	3	3	3
児童発達支援事業所わかば園	人	11	12	15	15	15	15

【見込み量確保のための方策】

- 子ども・子育て支援のニーズの把握に努め、加配等の対応や障害加配職員の確保を図りながら、保育所への障害のある子どもの受け入れを継続して進めます。
- 認定こども園については、障害のある子どもの利用はありませんが、引き続き、障害のある子どもを受け入れる体制の整備を促進していきます。
- 放課後児童クラブについては、ニーズ調査を行いながら障害のある子どもの受け入れを進めてきており、障害のある子どもの受け入れ体制の整備に努めます。
- 児童発達支援事業所わかば園については、利用ニーズの増加を踏まえ定員を15名へと拡充しており、今後も利用者のニーズを踏まえながら受け入れ体制の充実に努めます。

6 町の事業によるサービスの見込量

(1) 事業の見込量と確保方策

町の事業によるサービスは、「障害者（児）バス運賃助成事業」「福祉タクシー料金助成事業」「障害者（児）通園通所交通費援助事業」のサービスをさします。

① 障害者（児）バス運賃助成事業

サービス名	内容
障害者（児）バス運賃助成事業	町内を運行する路線バス「知多バス」「海っ子バス」を利用する身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者の家計負担の軽減と福祉増進を図るため、利用運賃の助成を行います。

【サービスの実績と見込み量】

単位：月あたり

サービス種別	単位	実績値		見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者（児）バス運賃助成事業	件	209	158	171	180	180	180

【見込み量確保のための方策】

○利用ニーズを把握しながら、継続的な事業実施に努めます。

② 福祉タクシー料金助成事業

サービス名	内容
福祉タクシー料金助成事業	重い障害を持つ身体・知的・精神障害者がタクシーを利用する場合、料金の一部（基本料金）を助成し、その世帯の経済的負担の軽減を図ります。

【サービスの実績と見込み量】

単位：月あたり

サービス種別	単位	実績値		見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉タクシー料金助成事業	件	60	50	62	70	70	70

【見込み量確保のための方策】

○利用ニーズを把握しながら、継続的な事業実施に努めます。

③ 障害者（児）通園通所交通費援助事業

サービス名	内容
障害者（児）通園通所交通費援助事業	障害者（児）が施設、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業所に通園または通所した場合、交通費の一部を助成します。

【サービスの実績と見込み量】

サービス種別	単位	実績値		見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者（児）通園通所交通費援助事業	人/年	48	58	64	70	70	70

【見込み量確保のための方策】

○利用ニーズを把握しながら、継続的な事業実施に努めます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進

福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくりなど、幅広い分野に渡る障害者施策を総合的かつ効果的に推進するため、町内の関係団体等との連携を一層強化した推進体制を構築します。

また、地域の課題に取り組んでいくために、自立支援協議会での検討及びサービス提供事業者、社会福祉協議会、社会福祉施設、医療機関などとの連携を図ります。

更に、町職員に対して研修を実施し、合理的配慮の提供などをはじめ、障害者福祉に関する知識と意識を高め、障害者施策を実施する職員としての資質向上を図ります。

2 計画の進捗管理

「PDC Aサイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、定期的に達成状況の点検及び評価を行い、必要に応じて施策・事業の実施に反映することが重要です。

そのため、毎年度の進捗状況や課題の把握については、庁内関係部署や関係機関等との情報の共有を図るとともに、計画の進捗状況を自立支援協議会へ定期的に報告し、随時意見を聞きながら計画の進捗管理を行います。

また、各福祉分野の町内外の関係者等により構成され、各計画の進行確認・評価及び審議を行う「地域福祉審議会」においても進捗状況を報告し、より包括的・総合的な視点からの評価を行います。

本計画が終了する令和 8（2026）年度には、障害福祉サービス、障害児福祉サービスの成果目標の見直しを行うため、関係各課による調整をはじめ、自立支援協議会や関係機関等と意見交換を行うとともに、同時に終了を迎える第 3 次美浜町障害者計画と一体となって次期計画の策定を行います。

資料編

1 美浜町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 策定経緯

■美浜町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定経緯

時 期	内 容
令和5年7月27日	第1回美浜町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会 1 委嘱状交付 2 委員長選出 3 議事 (1) スケジュールについて (2) アンケート調査について
令和5年8月29日 ～9月19日	美浜町障害福祉に関するアンケート調査の実施
令和5年11月9日	第2回美浜町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会 1 議事 (1) アンケート調査結果報告について (2) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画骨子案について
令和6年1月11日	第3回美浜町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会 1 議事 (1) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画素案について
令和6年1月19日 ～2月7日	パブリックコメント（意見募集）の実施
令和6年2月8日	第4回美浜町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会 1 議事 (1) パブリックコメント結果について (2) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画案について

2 美浜町障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 美浜町障害福祉計画・障害児福祉計画を策定するにあたり、幅広い視野から検討を行うとともに、的確な助言を得るため、美浜町障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画策定に関する必要な事項に関すること。

(委員及び任期)

第3条 委員会の委員は15名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 障害者関係事業者
- (4) 行政機関等の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合にあっては町長が招集し、委員長が選任されるまで議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて関係者、関係団体等の意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、厚生部福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

3 美浜町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 策定委員会委員名簿

■美浜町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会委員名簿

No.	機 関	区 分	所 属	氏 名
1	保健医療関係者	委員	美浜町医師会	前田 一之
2	福祉団体関係者	委員	精神障害者地域家族会かもめ会	林 久子
3	福祉団体関係者	委員	美浜町知的障害者育成会	服部 洋子
4	福祉団体関係者	委員	美浜町身体障害者福祉協議会	鈴木 喜由
5	障害者関係事業者	委員長	美浜町社会福祉協議会	横田 全博
6	障害者関係事業者	副委員長	社会福祉法人みはま福祉会	藤原 達也
7	障害者関係事業者	委員	特定非営利活動法人かもめ福祉会	久野 英里子
8	障害者関係事業者	委員	特定非営利活動法人チャレンジド	柳原 康来
9	障害者関係事業者	委員	一般社団法人とよいち	山盛 健
10	行政機関等	委員	知多南部基幹相談支援センターゆめじろう	坂本 ちひろ
11	行政機関等	委員	知多南部基幹相談支援センターわっぱる	山本 三園

4 用語解説

■用語解説

用語	内容
圏域	ある地理的な条件のもとに区分された地域のこと。「愛知県障害福祉計画」では、障害者福祉施策の推進にあたり、障害保健福祉圏域を設定している。本町は、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、武豊町とともに「知多半島圏域」を形成している。その中で、本町は、南知多町、武豊町とともに「知多南部圏域」を独自に設定し、障害のある人に対し円滑に支援を行うことができるよう、障害者福祉施策に取り組んでいる。
合理的配慮	障害のある人が障害のない人と同じように自らの権利を行使できるよう、日常生活や社会生活をおくる上での困りごとなどを、環境の変更や調整によって軽減するための配慮のこと。
障害者福祉	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに関わらず、障害のある人に対する幅広い分野の福祉施策のこと。
障害福祉サービス	障害者総合支援法に基づき、障害のある人が自らサービス内容や事業者・施設を選択し、各種サービスを利用する制度のこと。
地域包括ケアシステム	地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供され、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと。
ピアサポート	障害という共通点を持つ人同士が、対等な仲間として相談相手などと助けあう方法のこと。
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。
療育	障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。

美浜町第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画

発 行 : 令和 6 年 3 月

発行者 : 美浜町

編 集 : 厚生部 福祉課 社会福祉係

〒470-2492 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地

TEL:(0569)82-1111(代)

FAX:(0569)83-0755(福祉課)